

## 第1回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）

- 【日時】 平成23年8月1日（月） 午前10時5分～午前11時15分  
【場所】 平塚市教育会館 小会議室  
【出席委員】 10名（吉川委員、朝倉委員、池澤委員、大曾根委員、工藤委員、小瀬村委員、松井委員、龍崎委員、浅川委員、吉田委員）  
【主催者】 鈴木副市長、関本市民部長、池田人権・男女共同参画課長、杉森課長代理、黄倉主任  
【傍聴者】 なし

### 1 開会

— 事務局（池田人権・男女共同参画課長）により議事進行 —  
事務局が開会の挨拶を行った。

### 2 委員の委嘱

鈴木副市長から各委員に委嘱状が交付された。

### 3 副市長あいさつ

鈴木副市長より人権懇話会の実施に当たっての挨拶があった。

（鈴木副市長）「本日は、公私ともに忙しい中、また、猛暑の中、御出席いただき感謝申し上げます。また、皆様方には、「平塚市人権懇話会」の委員を快くお引き受けいただいたことに心からお礼申し上げます。

21世紀は「人権の世紀」と言われるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流である。そして、近年、国際化、少子高齢化、更には高度情報化の加速により社会状況も大きく変化し、それに伴い新たな人権問題が発生しており、問題解決のために行政施策や推進体制の整備が求められている。

3月11日に発生した「東日本大震災」では、避難所におけるプライバシー問題や原発事故における差別など、さまざまな人権問題が大きな波紋を投げかけている。人権は私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利であることは言うまでもない。

本市においても、あらゆる人々が国籍や地域、そして性別や習慣などの違いを越え、お互いが思いやりを持ち文化や人権を尊重できるような施策を展開しているところであり、今日の複雑化した人権問題の理解に向けて、行政、地域、学校、企業などが連携を図り取り組んでいくことが求められている。

委員各位には、本市の人権施策を推進する上で取り組むべき課題や施策の方向性について、忌憚のない御意見を頂戴し、「平塚市人権施策推進指針」の策定に御尽力いただくようお願い申し上げます。

— 鈴木副市長退席 —

続いて、事務局が配付資料の確認を行った。

- ・会議次第
- ・平塚市人権懇話会委員名簿
- ・資料1 平塚市人権懇話会設置要綱
- ・資料2 平塚市人権懇話会傍聴要領  
参考資料として「平塚市審議会等の会議の公開に関する要綱」を添付
- ・資料3 かながわ人権施策推進指針
- ・資料4 平塚市人権施策推進指針策定体制概念図
- ・資料5 平塚市人権施策推進指針策定スケジュール
- ・資料6 平塚市人権に関する市民意識調査
- ・資料7 人権関係事業 課別事業番号表

以下、「平塚市の人権関係事業取組み整理表」、平塚市総合計画の抜粋資料として「基本構想の実現に向けて／基本目標の達成方針」を添付

#### 4 委員及び職員の紹介

各委員の自己紹介に続き、事務局職員の紹介を行った。

#### 5 議題

— 事務局（関本市民部長）により議事進行 —

##### （1）平塚市人権懇話会について

「資料1 平塚市人権懇話会設置要綱」に基づき事務局が説明を行った。

（事務局）設置要綱第1～4条について、平塚市人権懇話会は、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、本市の人権施策の推進について広く意見を求めるために設置し、人権施策の推進のために懇談し、その結果を市長に報告するものとする。また、10名の委員から組織されており、任期は平成25年3月31日までとさせていただく。

第5条では、懇話会には委員の互選によって座長及び副座長を置くということ、座長及び副座長の職務について規定している。

第6条では、懇話会の会議を必要に応じて座長が招集すること。必要に応じて関係者を招き、その意見を聞くことができること等が規定されている。

第7条の懇話会の庶務については、事務局である人権・男女共同参画課が行う。

なお、本要綱については、平成23年4月1日から施行している。

続いて、「資料2 平塚市人権懇話会傍聴要領」に基づき事務局が説明を行った。

（事務局）懇話会の公開について説明する。審議会等の会議開催に当たっては、第1条第2項にあるように、平塚市情報公開条例第31条の趣旨を最大限に実現するよう解釈・運用することとなっている。「法令に特別な定めがある場合」や「非公開情報に該当する事項の審議」、「公開することにより会議の運営が著しく阻害されるおそれがある場合」で、審議会等の決定により、会議の全部又は一部を公開しないこととした場合を除き、原則公開するものとされている。

これらのことから、懇話会を公開するために必要な事項について、平塚市人権懇話会傍聴要領を定めるもの。なお、この要領では、懇話会を傍聴しようとする者は、第3条の傍聴の手続により氏名を明らかにして入室すること、第5条では傍聴することができない場合について、第8条には会議を妨害する者には座長が退場を命ずることができること等を規定している。

本日の会議を含め、以後の会議については、特に非公開にすべき理由はないものとするため、原則公開することを御了承いただきたい。また、会議の概要については、会議録等を作成し速やかにホームページ等で情報を提供する。

なお、議題以降については、記録をとらせていただくことを御了承いただきたい。

## (2) 座長及び副座長の選出について

「資料1 平塚市人権懇話会設置要綱」に基づき事務局が説明を行い、座長及び副座長の選出を行った。

(事務局) 設置要綱第5条の規定により、座長及び副座長は委員の互選により選出する。については、座長及び副座長の選出を皆様をお願いしたい。

職務としては、座長は懇話会の議長を務めていただき、副座長は座長の補佐と座長に事故があった場合の職務代理となる。

座長及び副座長について、立候補又は推薦があれば挙手を願う。

(委員) 委員の方々には初めてお会いしたので、事務局案があれば事務局に任せたい。

(事務局) 事務局案に一任という意見があったが、事務局案を提示してよいか。

— 一同了承 —

(事務局) 事務局案を提示する。

座長には、東海大学法学部教授の吉川委員を推薦する。吉川委員は憲法学の専門家であり、人権に関する諸問題や法施策について高い見識を有している。大学では法学部長を、また、本市の個人情報保護運営審議会の会長を7期14年間務めていただいたことから、議事進行や意見調整、取りまとめに関し、手腕を発揮していただけると考える。

— 一同拍手承認 —

(事務局) 皆様の御承認が得られたので、座長は吉川委員とする。

続いて、副座長には神奈川人権センター常務理事の工藤委員を推薦する。工藤委員は人権センターの事務局長として、県内外において人権に関わる様々な取組みに携わっており、人権に関する各種の課題について広範な知識を有している。さらに、県内各市の人権施策についても造詣が深く、他の自治体の指針策定にも携わった経験がある。

— 一同拍手承認 —

(事務局) 皆様の御承認が得られたので、副座長は工藤委員とする。

吉川座長より就任あいさつがあった。

(座長) 私は憲法学を専門としているが、実践的なことは皆様の御指導をいただきながら、本市の役に立てるように尽力したい。

工藤副座長より就任あいさつがあった。

(副座長) 県内すべての自治体に指針の策定をお願いしているところ。また、神奈川県では指針の改定作業が進行中である。近隣では小田原市や藤沢市で策定されているので、平塚市で指針が策定されることを嬉しく思う。

— 議事進行を座長に交替 —

(座長) 要綱には補助者が入るとことについての記載はないが、同席しているコンサルタントの立場について説明していただきたい。

(事務局) 指針を策定するに当たり、市民意識調査の実施やさまざまな情報の収集が必要である。その観点から業務委託をしており、現在は意識調査の集計分析を依頼している。これから、会議録の作成や会議に必要な情報を提供していただくので、御理解いただきたい。

(座長) 異論がなければ、このままの形で進める。

### (3) 人権施策推進指針の概要について

「資料3 かながわ人権施策推進指針」に基づき事務局が説明を行った。

(事務局) 神奈川県は、平成6年に全国に先駆けて「かながわ人権施策推進指針」を策定、平成15年に改定した。本市の指針策定に当たり、参考にしたいと考えている。

同指針では、冒頭で国内外の状況について触れ、次に基本理念、基本目標といった基本的な考え方が示されている。続いて、人権教育の推進、人権啓発の推進、相談・支援体制、人権施策の推進体制等、分野別施策の方向という構成になっている。

分野別施策の方向では、子ども、女性、障害者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、ホームレス、犯罪被害者等の9つが項目立てされている。県内11市の構成を見ても、基本的には同様だが、分野別施策の方向のまとめ方に多少特徴が見られる。また、最後に庁内における推進体制について記述されている場合もある。

### (4) 指針策定のスケジュール(案)について

「資料4 平塚市人権施策推進指針策定体制概念図」「資料5 平塚市人権施策推進指針策定スケジュール」「資料6 平塚市人権に関する市民意識調査」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) まず、指針策定体制について御説明する。資料4では、それぞれのかかわり方を図示している。指針策定に当たり、本懇話会とは別に庁内に平塚市人権施策推進会議を設置しており、当課を含め17課で構成されている。本懇話会は、全7回終了後に取りまとめたものを提言として市長に報告する。次回以降の会議でいただいた意見は、必要に応じて庁内で協議・調整し、その結果を皆様に御報告し、指針の内容に反映させていく。また、市民意見については、市民意識調査やパブリックコメントを通じて反映させる。

指針の策定については、人権懇話会、人権施策推進会議、市民がそれぞれかかわりを持って進めていきたいと考えている。

続いて資料5について。人権懇話会は、本年度と平成24年度の2年間で全7回の

会議開催を予定している。本年度は4回を予定しており、分野別の人権課題について協議を行いたいと考えている。平成24年度の第5回会議では素案を作成し、その後パブリックコメントを実施し、第6回会議ではパブリックコメントの意見の反映について御協議いただく。第7回会議では最終案を決定したいと考えている。なお、指針の最終案については、庁内においても意見照会を行い、全庁的に意見集約を行う予定。

資料6は、平塚市民の人権意識を把握するために行い、指針策定の基礎資料とするもの。市民（外国籍も含む）3,000人を抽出して送付した。7月29日（金）時点で972通の回答を得ている。調査結果の取りまとめは9月初旬に完了する予定。結果については、報告書の送付をもってお知らせする。

（座長）スケジュールによると、第2回から具体的な検討に入るとのことだが、資料は事前に送付していただけるのか。

（事務局）本会議で具体的に議論していただくために、現在事務局では、県の指針を基に、本市としての基本理念や基本目標、現状と課題等を示した指針のたたき台を作成している。人権に関する市民意識調査の報告書が9月初旬にまとまる予定なので、併せて送付したい。資料はできるだけ早めに提示し、内容を御検討いただく時間を十分とれるようにしたいと考えている。

（副座長）進め方についての確認だが、事務局で指針の案を作成し、それをこの場で議論していくということによいか。

（事務局）そのとおり。指針策定までの期間が限られているため、事務局としてできるだけ資料を用意して、議論がスムーズに進むようにしていきたい。

## （5）人権に関わる庁内での取組みについて

「資料7 人権関係事業 課別事業番号表」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

（事務局）庁内における人権に関する主要な取組みを把握していただくための基礎資料として作成した。主な事業が102事業ある。

2ページ目の平塚市の人権関係事業取組み整理票を御覧いただきたい。表の左側の「分類1」「分類2」は、かながわ人権施策推進指針（資料3）の体系を示している。

次に平塚市総合計画への位置づけの状況を把握していただくために、計画を抜粋した資料を添付している。基本目標1・2・5が人権に関連している。次回、基本目標や基本理念等を議論していただく際には、もう少し詳しい資料を提示したいと考えている。

（座長）市では、実際にこのような取組みが行われていると理解してよいか。

（事務局）そのとおり。資料7は庁内にどのような取組みがあるか、各課に照会して取りまとめたもの。

（座長）指針をつくるにあたって、これらの事業を反映させたほうがよいということか。

最終的には人権推進施策にフィードバックされるのか。

（事務局）指針の検討に当たって、事業を参考にさせていただきたい。指針が策定されたあとは、進行管理を行いたいと考えている。

## (6) その他

次回懇談会の日程調整を行い、10月17日(月)10時から、平塚市教育会館小会議室で開催することとなった。指針の内容について具体的な協議を行う。

その後委員から質問があった。

(委員) 会議の公開について、本日の会議開催についてはホームページ等で告知されていたのか。その上で傍聴者がいなかったと理解してよいのか。

(事務局) そのとおり。

## 6 閉会

事務局が閉会の挨拶を行った。

～ 以上 ～